

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分
- 2 閉会日時 令和7年8月25日（月）午後2時27分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
6 番 安藤 利博君 7 番 永徳 省二君 8 番 佐藤 武君
10 番 光成 良充君 12 番 大口 浩志君 14 番 原田 素代君
15 番 金谷 文則君
18 番 佐藤 武文議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 前田 正之君 教 育 長 坪井 秀樹君
総合政策部長 幸坂 諭志君 総 務 部 長 戸川 邦彦君
教 育 次 長 西崎 雅彦君 総 務 課 長 花谷 晋一君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 原田 光治君 副 参 事 青木 智彦君
- 8 協議事項 1) 令和7年9月第5回赤磐市議会定例会の会期日程及び議会運営について
2) 決算審査特別委員会について
3) 令和7年9月行事予定について
4) その他

午後 1 時30分 開会

○委員長（原田素代君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議長から挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 本日大変暑い中を、議会運営委員会に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の議会運営委員会は、9月2日から始まります9月議会の日程、そして議会改革検討委員会のほうから御提案をいただいております案件等々について御審査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、協議事項1番目、令和7年9月第5回赤磐市議会定例会の会期日程及び議会運営について、まず議長から説明をお願いします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 日程及び議会運営については、この後事務局のほうから説明をいたしますが、今回提出議案のうち、令和7年度（繰越）熊山支所等解体工事請負契約の締結について、令和7年度赤磐市立山陽北小学校通級指導教室（赤磐市特別支援教育推進センター）建築工事請負契約の締結について、令和7年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の3件については初日に採決をお願いしたいと執行部のほうから依頼がありましたので、詳細については、この後執行部から説明をしてもらいますが、提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、御協議のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、続いて執行部からの説明をお願いします。

○総務部長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 戸川総務部長。

○総務部長（戸川邦彦君） それでは、初日採決をお願いする案件についてです。

議第57号令和7年度（繰越）熊山支所等解体工事請負契約の締結について、議第58号令和7年度赤磐市立山陽北小学校通級指導教室（赤磐市特別支援教育推進センター）建築工事請負契約の締結について及び議案第59号令和7年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）についての3案件について、初日採決をお願いするものでございます。

2件の工事請負契約の締結につきましては、議決後速やかに工事を進める必要があるため、また補正予算（第2号）につきましては、定額減税補足給付金の申請期限が10月末となっております。

り、対象者に速やかに手続を進めてもらう必要があるため初日採決をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） ただいま説明がありましたとおり、議案3件につきましては提案理由説明後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのように決定いたしました。

続いて、議会事務局から日程についての説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、本日の会議資料の1ページ、令和7年9月第5回赤磐市議会定例会会期日程表（案）を御覧ください。

本日の議会運営委員会で決定していただきますが、日程第1日、9月2日火曜日午前10時から議会初日、本会議を議場で開会いたします。

会議録署名議員の指名は、5番杉野千秋議員、6番安藤利博議員をお願いいたします。

会期の決定については、9月2日から9月30日までの29日間です。

諸般の報告に続いて、議案の上程です。

人事案件が3件、報告案件が5件、専決処分の報告案件が1件、決算の認定案件が10件、条例案件が9件、予算案件が8件、その他案件が4件で、計40議案です。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人事案件のため、本会議場で直ちに質疑を行い、申合せ事項により委員会付託を省略して討論、採決を行います。

次に、赤磐市土地開発公社の経営状況についてから令和6年度赤磐市下水道事業会計資金不足比率についてまでの5件は、報告案件のため、本会議場で直ちに質疑を行います。

次に、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告については、本会議場で直ちに質疑を行います。

次に、令和7年度（繰越）熊山支所等解体工事請負契約の締結について、令和7年度赤磐市山陽北小学校通級指導教室（赤磐市特別支援教育推進センター）建築工事請負契約の締結について及び令和7年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の3件は、先ほどお諮りいただいたとおり、本会議場で提案理由説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行います。

次に、令和6年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定についてから令和6年度赤磐市下水道事業会計決算の認定についてまでの10件は、決算の認定議案であり、決算審査特別委員会に付託予定です。

次に、第3次赤磐市総合計画の策定について及び政治倫理の確立のための赤磐市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例から赤磐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例までの4件は、総務常任委員会に付託予定です。

次に、財産の取得について及び赤磐市立幼稚園、小学校及び中学校に関する条例の一部を改正する条例から赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの5件は、厚生文教常任委員会に付託予定です。

次に、赤磐市手数料条例の一部を改正する条例及び赤磐市水道条例の一部を改正する条例の2件は、産業建設常任委員会に付託予定です。

次に、令和7年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）から令和7年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）の7件は、予算常任委員会へ付託予定です。

以上が市長から提案されます議案40件です。

次に、決算審査特別委員会の設置については、議長発議の予定です。

なお、9月2日から質疑通告の受付開始となります。

議案につきましては、9月2日だけで説明が終わらない場合は、残りの日程を翌日3日水曜日に引き続き行います。

4日木曜日は午前10時から本会議で、一般質問の初日です。

なお、質疑通告の締切りはこの日の17時です。

5日金曜日は午前10時から本会議で、一般質問の2日目です。

6日土曜日及び7日日曜日は休会です。

8日月曜日は午前10時から本会議で、一般質問の3日目です。

一般質問は13名の方から提出があります。質問者数の割り振り等は、後ほど御協議をお願いいたします。

9日火曜日は予備日です。

10日水曜日は午前10時から本会議で質疑となります。質疑終了後、議案の委員会付託を予定しております。

ここで資料戻っていただきまして、請願・陳情文書表を御覧ください。

今回は、請願が3件提出されております。

請願第7号、件名は「小規模事業用電気工作物」の新設に伴う条例等の改正及びエネ庁の法令違反取締り運用開始に伴う赤磐市太陽光発電設備法令違反通報制度の設置要望について。紹介議員は横山裕太議員、付託委員会は厚生文教常任委員会です。

請願第8号、件名は少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善を図るための、2026年度政府予算等に係る意見書採択の請願について。紹介議員は横山裕太議員、付託委員会は厚生文教常任委員会です。

請願第9号、件名はジェノサイド条約は日本国憲法の理念により、早急に政府は批准するよ

うに求める請願。紹介議員は原田素代議員、付託委員会は総務常任委員会です。

次に、会期日程表に戻っていただきまして、11日木曜日及び12日金曜日は午前10時から決算審査特別委員会です。

13日土曜日から15日月曜日までの3日間は休会です。

16日火曜日は午前10時から決算審査特別委員会です。

17日水曜日は予備日です。

18日木曜日は午前10時から産業建設常任委員会です。

19日金曜日は午前10時から総務常任委員会です。

20日土曜日及び21日日曜日は休会です。

22日月曜日は午前10時から厚生文教常任委員会です。

23日火曜日は休会です。

24日水曜日は午前10時から予算常任委員会です。

なお、24日から討論通告の受付開始となります。

25日木曜日は予備日です。

26日金曜日は休会です。

なお、この日の17時が討論通告の締切りとなります。

27日土曜日から29日月曜日は休会です。

30日火曜日は午前10時から本会議最終日で、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。

最後に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について議決を行いまして、9月議会の日程が終了の予定です。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑ございましたらお願いします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 議案の説明について、9月2日と3日の2日間取っておりますけど、過去の例からいいますと、2日目が大体1時間か1時間少々で終わっておったというような状況がございます。そのようなことの中で皆さんに御相談をかけさせていただきますけど、もしそういうようなことで早く進行すれば、9月2日の一日で議案の説明を終わらせていただきたいということ考えとるということをお認めいただきたいというふうに思います。皆様方に必ずこのことについては御報告をし、御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） 議長の御提案ですが、それは要するに、その当日の判断というふう

に考えてらっしゃるんですか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 昼までには皆様方に御相談をさせていただきたいというふうに思っています。過去の例においては2日目が大体1時間ぐらいで済んでおったというふうに記憶いたしておりますので、1時間ぐらいじゃったらもうちょっと時間を費やしてやりやあよかったんじゃないかというような意見もございましたので、そのことについて皆様方に御協議をさせていただきたいということでございます。

○委員長（原田素代君） それでは、当日のお昼の段階で議長のほうから提案をいただいて皆さんで確認すると。これを全員協議会のほうにも諮っておくということですね。

○議長（佐藤武文君） はい。

○委員長（原田素代君） 分かりました。

今の御提案について、よろしいでしょうか、。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのように進めます。

その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、続いて一般質問の割り振りでございます。

事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、先ほど申しましたが、13名の方から一般質問の提出がありました。どのように割り振りいたしましょうか、御協議をお願いします。

○委員長（原田素代君） どのようにしましょうか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 5人、4人、4人でよろしいんじゃないでしょうか。

○委員長（原田素代君） そのような御提案ですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのように決定します。

続いて、協議事項2番目、決算審査特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、決算審査特別委員会の委員の選出に関しましては、議長及び議会選出の監査委員を除いた16名としております。委員長、副委員長の互選につ

きましては、本会議中に暫時休憩の上、決算審査特別委員会を開催し、決めていただければと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのように決定いたします。

続いて、協議事項３番目、令和７年９月行事予定について、議会事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、会議資料５ページをお願いします。

令和７年９月議会行事予定（案）を御覧ください。

議会定例会につきましては先ほど説明しておりますので割愛いたしますが、その他の行事の予定としまして、２日火曜日本会議終了後、広報広聴委員会です。

８日月曜日本会議終了後、広報広聴委員会広報部会です。

１０日水曜日１８時３０分から岡山シーガルズ決起会があります。

１３日土曜日１０時から吉井川荘敬老会があります。

２７日土曜日１７時４５分から桃香の里秋祭りがあります。

２９日月曜日１０時から和気・赤磐環境衛生施設組合議員全員協議会があります。

３０日火曜日本会議終了後、議会運営委員会、議会運営委員会終了後、議会全員協議会です。

以上です。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 質疑がありませんので、これで決定します。

ここで執行部の退席をお願いするんですけど、ほかには質疑や御意見は皆さんのほうからないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、執行部には退席をしていただきます。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（原田素代君） 続いて、協議事項４番目、その他に入ります。

まず、議会事務局から議会申合せ事項の一部改正についての説明をお願いいたします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 7月30日の議会運営委員会で決定しました一般質問に関する議会申合せ事項の一部改正について、新旧対照表を作成しております。

タブレットの赤磐市議会申合せ事項（新旧対照表）という資料を御覧ください。

左側が改正後になります。キとしまして、初回から一問一答とする。ケとしまして、答弁者は自席で答弁する、と改正するものです。御確認をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

質疑がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） これは9月議会から始めるということで、後ほど議会全員協議会でも御了解をいただきます。

それでは次に、議会改革検討委員会のほうから議会運営委員会で協議するようにお話のあった3件について協議をいたします。

まず、一般質問の答弁書の配付時期について、議会事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 議会改革検討委員会のほうに提案された案件のうち、3件が議会運営委員会で協議するように任されました。順次御協議をお願いします。

まず、一般質問の答弁書の配付時期の見直しについてですが、現在答弁書は質問日の朝8時30分に見ることができるように設定されております。この配付時期について見直しをする必要があるかどうかも含めて御協議をお願いします。

以上です。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

何人かの方からもうちょっと早く欲しいという提案があって、この議題が出てきたわけですが、この議会運営委員会の中で皆さんの御意見があればお願いいたします。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） そもそも一般質問というのは、事前に報告をするとかなんとかっていうよりも、その場で分からないことをきちっとただすわけですから、事前に何か秘密のやり取りをするような形で、その答弁書がもっと早い時期から出るなんていうのは僕はおかしいと思います。だから、ありがたいことに、当日の朝その答えを出してくださってるっていうのは今でも十分なことであって、何を考えてそんな早くから答弁書を出さなきゃいけないのか。事前に打合せをして第2、第3の質問書を作成する議員の方もおられるけど、そういう形になるの

は本来と違うと思うので、全く必要でないことだと思います。

○委員長（原田素代君）　という御意見ですが、他の方でどうでしょうか。

○議長（佐藤武文君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　佐藤議長。

○議長（佐藤武文君）　今、金谷委員が言われましたように、私もずっと同じような考え方を持っておるんです。要するに、一般質問というのは通告制という制度がありますんで、こういうふうなことについて一般質問でお伺いしますということを執行部のほうに投げかけをしておるんです。その中で、一般質問に対しての答弁書というのは本来は執行部のほうから我々に頂けるものではないということを議員の皆様方は認識をしていただかなければいけないというふうに思います。本来は執行部のほうから、答弁書については我々には頂けないものであるというふうに思っていたきたいというふうに思うんです。そのことについて、赤磐市になって当時の市長に大変、私のほうも一生懸命お願いをさせていただいて、答弁書を頂きたいということをお願いして荒嶋元市長のほうに答弁書を出していただくようお願いさせていただきました。その出していただいた答弁者について、いろいろ議員の方の活用の仕方が違って、いろいろな方に使われたというようなことの中で、執行部がそういうことに使われたら駄目だということで、今のようやり方で、善意で当日答弁書を出していただいとるというようなことで、出していただけるということがありがたいというふうに思っていたかなければならないにもかかわらず、そのことについて執行部のやり方が云々というのは我々としても反省がちょっと足りないんじゃないかなというふうに私は思っておりますし、また我々議員のほう一般質問するにおいて、再質問は今まで3回までという申合せを解きまして、何回でも一般質問の再質問をしてもいいというようなことに今なっておりますけど、それが拡大解釈をされて、いろいろ今言う通告書を出しておる以外のことを聞かれておられる議員の方がたくさんおられるように見受けさせていただいております。そういうことも、我々としても改めなければならない点は改めていただいて、執行部とできるだけやりやすいような形を取って、我々の意見を聞いていただけるような形づくりも、我々議会としてもやらなければならないんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに思っております。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございます。

他の委員の方からはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　皆さん、金谷委員と佐藤議長の意見に同意ということでしょうか。

一つ、これを提案されてきたのは新人の方です。お二人からぜひということだったんで、ですから事前の学習というか、一般質問とはそもそもどうあるべきかというあたりをもうちょっとどこかで研修を受けていただいて、双方向で事前のやり取りをするというものではなくて、議員が提案したり、今後のことについて述べる事に対しての執行部の意見を聞くだけです。

から。そもそも一般質問とはそういうものだという認識を新人の方にも研修を受けていただくというところまでしないと、新人の方にとっては不安なんですよね。要するに、自分が聞いたことがどんなふうに返ってくるんだろうかっていうときどきなので、そこをきちっと、いやそうじゃなくてこうなんだよっていうことを伝えてあげたほうがいいかと思うんですけど、いかがでしょうか。そこまでする必要ないですか。

○委員（金谷文則君） ないです。

○委員長（原田素代君） でも、その方たちはそういうふうに……。

○委員（金谷文則君） 勉強しなさい。

○委員長（原田素代君） そういうふうに言えばいいんですね。分かりました。

皆さんそれで同意でしょうか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 新人議員も一生懸命、今議会改革に取り組んでおられて、不安もたくさんあると思うんです。そういうような不安を一つ一つ、我々先輩議員として、その不安を取り除いてあげるということも必要だろうというふうに思いますんで、そのことについては議会全員協議会のほうで忌憚のない意見を言っていただいて、皆さんで協議をした中でいい方向へ持っていけるように、皆さんで議論をしていい方向へ持っていくようにしたらいかがでしょうか。私はそのことについて全てを受けさせていただきますので。

○委員長（原田素代君） そうですか。

○議長（佐藤武文君） はい。

○委員長（原田素代君） 心強いです。

そしたら一応、ここの場では、議長や金谷委員の認識で確認はしましたが、新人の方たちへのフォローを含めて、議会全員協議会でそういう提案について議論をしていくと。

○副委員長（大口浩志君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大口副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 整理させてください。取りあえず、一般質問の答弁書の提出は現状のままということが決まって、その上で勉強を重ねるという理解でよろしいんですよね。

○委員長（原田素代君） もちろんそうです。

○副委員長（大口浩志君） 現状は現状で変わらないということで、今お話にあったのは、協議を皆さんしてくださいというふうにおっしゃられたので、一般質問の答弁書の提出は現状のまま、これはもう先ほど決定したという理解でいいんですよね。その後のことに関しては、いろいろ皆さんでお知恵を出してあげてくださいという理解でいいんですよね。

○委員長（原田素代君） そう思っております。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 私、ちょっと唐突に言ってしまったんですけど、結局分からなかったら、新しい議員は古い議員に、これはどういうことですかと聞きさえすればみんなが教えてくださることだから、あえてこれをこの議会運営委員会の中だとか議会全員協議会の中で大きく取り上げてやるような問題ではなく、分からなかったら隣の先輩議員に聞かれりゃいいわけで。何も問題じゃないと思うので、そのように若い、新しい議員にはお話をされたらもういいんじゃないですか。困ったら最後に議長が受けると言われとんですから議長に聞きに行かればいいという簡単なことだと思うので、議会全員協議会で協議をするような問題でもないと思います。

○委員長（原田素代君） いかがですか。

ただ、そういうふうに心配されている議員が御自分の意見を述べて、それに対して先輩議員がそのように、今金谷委員や大口副委員長がおっしゃったような形で勉強していただければいいという話まで持っていけば幾らか安心されるんじゃないかと思うんですけど。もう、これがないまま行っちゃうと、個別に皆さん聞いてね、何でも教えてあげるよって言って回るしかない。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 申し訳ないけど、何かしたら、このみんながたくさん集まる協議の大きな場に、何か小さいことと言うたら失礼かもしれんけど、それを持って行ってかけるようなことをしなくて、日頃の生活と同じことだから、それで分からんことは隣の人に聞けばいいし、分からなくて、困ってしょうがなかったらこうやって全体の皆さんの時間を費やして会議にかかれりゃいいんであって、分からなかったら率直に聞かれりゃいいと思いますよ。そんなのをあえてやる必要はないと私は思います。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 新人向けの議員研修が、いろんなものが催されておりますので、そういうものに政務活動費を使って勉強するのが議員ですので、それを大いに活用して勉強していただきたいということです。

○委員長（原田素代君） ということをどこの場でお伝えしましょうか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） それぞれ皆さんの考え方はあると思うんですけど、私の考え方は、議員の皆さん方はそれぞれ独特の考え方を持っておられると。議員の皆さんの考え方が統一した考え方で私はないと。その独特の考え方を参考にさせていただくのがいいのか、統一した考え方

を参考にしていただくのがいいのかということを私は提案をさせていただいておりますので、できれば皆様方の意見をまとめたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

○委員長（原田素代君）　　というところで再提案がありましたが、いかがですか。

○委員（金谷文則君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　金谷委員。

○委員（金谷文則君）　せっかく議長がおっしゃられたんですけど、個々の議員のやり方で今までそれで一応通ってきてるので、個人のやり方を尊重すべきであって、理解の仕方も別々だろうと思うんです。それを全部しゃくし定規に一本にしてしまう、そのほうが多分みんな聞きやすかったり見やすいんじゃないかと思うんですけど、そこまでする必要は、今議長一生懸命言われたけど、僕はそこまでは要なくて、聞いた人の、なるほどそれで今までやってきて通ってんだしたら、それをいいと思えば新しい議員は踏襲すりゃあいいし、それでもおかしいなと思って自分で考えていきさえすればいい話であって、自分の考えをなしに、こういうふうに決まってるからっていうことにする必要はまだないんじゃないかなって思うんです。最後に困ったら、それはみんなで協議すりゃいいと思うんですけど、まだ1回目、2回目の一般質問やっとなら、またそれから一般質問を一問一答に今回から変えていくというような形になっていっとなら、やってきて違ってることを言われたら、今度は、例えば議長がそれは違いますよって言われて、そこで初めて気がついて直していくっていうのが、それが議員だと思うんで、そんなに転ばぬ先のつえばかりつく必要はないと思います。すみません議長、申し訳ない。

○議長（佐藤武文君）　それは、それぞれ皆さんの意見出してもらったらよろしいよ、それぞれ。

○委員長（原田素代君）　ほかの御意見はいかがですか。

安藤委員。

○委員（安藤利博君）　一般質問は議員の意見が言える場ですから、もう自由にやってもらっていいと思うんで、結局通告してる範囲から超えない、それだけ守ってもらえば、あとは個人で自由にやってもらえばいいと思います。私も私なりのやり方でやらせてもらっております。

以上です。

○委員長（原田素代君）　ということですが、ほか、御意見出てないですけど、いいですか、それで。

○委員（光成良充君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　光成委員。

○委員（光成良充君）　一般質問の通告の仕方が何か変わったときもあったじゃないですか。質問事項とその要旨を細かく書きなさいというときと、細かく書かなくていいから事前に執行部と調整、打合せをしてくださってというときもあったと思うんです。なので、僕は細かく書

いたりしてるんですけど、やっぱり執行部のほうが聞きたいことがあって、これはどういう趣旨ですかという問合せがあるときがあるんです。それで、事前の調整になって、それがいいのか悪いか僕は分かりませんが、聞かれたら答えますし、ならこういう答弁をさせてもらうと思うんですがよろしいですかという調整もしてたんです、僕は。だから、そういうことを新人もされればいいのかな。これがいいのか悪いか僕は分かりませんが、そういうやり方もあるんじゃないかなと思うので、新人にもそういう話をしてあげたらちょっと安心できるんじゃないかなと僕は思います。

○委員長（原田素代君） いろいろなパターンがあるという前提ですからいいと思うんですけど、どうでしょうかね。まとめようがないですけど。

議長のほうから再三提案いただきましたけど、そしたら議会全員協議会では、これは一般質問に対する答弁書の配付時期については現状どおりと、ぜひ先輩議員にいろいろお尋ねくださぐらいを添えて終わりますか。そういうまとめでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、この場では確認させていただきましたので、よろしくお願いします。

次に、一般質問の際に参考資料を掲示することについて、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 一般質問の際に、資料等をタブレットやモニターに表示できるようにしてほしいというものです。

タブレットに関しては資料を格納し、表示することは現状でも可能です。モニターに関しては新たに設置する必要がある、費用がかかってまいります。見直しをする必要があるかどうかを含めて御協議をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

モニターとタブレットと、それ以外にも何か、いわゆるアナログでこういう掲示を作ってみんなに見てもらってということも含めてあるんですよ、今回は。そう理解していいんですか。

原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 議長の許可を取ることになっておりますので、議長の許可があればできるというようなことになろうかと思います。

○委員長（原田素代君） それはもう、最初からそうなんですね。

○議会事務局長（原田光治君） 現状もそうっております。

○委員長（原田素代君） そういうことだそうです。

それじゃあ、タブレットには載せられるけど、取りあえずボードで使うようなものについて

はあらかじめ議長に相談して、許可があったら使わせていただくということでよろしいんですか。

保田議員は許可を取ったんですか。

○議長（佐藤武文君） 私のほうに相談がございました。

○委員長（原田素代君） そうですか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 他市の状況等調べてみますと、申合せ事項に入れているところがありまして、資料、写真等を使用する場合は通告書と同時に提出することや、発言の内容につきましては相手方の理解力を高めることを旨としまして、あくまでも口頭による説明の補助手段とすること、また発言に当たっては資料、写真等を参照しなくても会議録のことがありますんで、会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めることなどを記載することが考えられるのかなというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

要綱にそういう、新たに加えるっていうことですよ、今回これを。

○議会事務局長（原田光治君） 入れているところがあるということです。

○委員長（原田素代君） うちの場合はないんですよ、要綱には。

○議会事務局長（原田光治君） 現状そういう規定がありませんので、そういった規定も含めて検討するかどうか。

○委員長（原田素代君） どうするかっていうことですね。

ということで、現状は規定がないので、そういう要望が出てるので規定を設けるか、もしくは規定を含めてそういうパフォーマンスはやめていただくのか、その辺の判断のようですが、どうでしょうか、皆さんの御意見を。

安藤委員。

○委員（安藤利博君） 私もグラフとか何度か見てもらって質問させてもらったことがあります。そのほうが、言葉だけよりは視覚的に分かりやすいということでやらせてもらったんですけど、今の規定とか知らなかったんで別に議長には承諾取ってませんでしたけど。見せるだけじゃなくて、もちろん議事録に載るから中身については口頭で説明してます。それを分かりやすくということで補助的に使わせてもらったんですけど、別にそれは差し支えないと思いますし、もし今タブレットとか、最初に研修を受けただけで私も使い切りませんけど、載っかってみんなが見れるようになるんですかね、それがこのタブレットで可能であれば、別にそれを使いたいという議員がおられれば、それは可能にしても差し支えないんじゃないかなと。

モニターに入れるのは予算がかかるということですけど、私が最近見たんでは、熊本市議会なんかはそれをやられてるみたいなんで、予算的に可能あれば、今回すぐにということじゃな

くて検討事項でいいんじゃないかと、少なくともタブレットに載つけられるのであれば、それはやれる方があればやってもいいし、モニターについては予算的にもあるから継続的に検討ということでどうかなと思いますけど。

○委員長（原田素代君） そしたらじゃあ、使ったほうがいいんじゃないかと。そういった資料やら視覚的に訴えるものを用意することは。そのためには要綱というか、つくらないといけないのだということですね。使うとなれば。

○委員（安藤利博君） ちょっと思い出しました。

○委員長（原田素代君） 安藤委員。

○委員（安藤利博君） このタブレットに入れられるもんならそれでいいですけど、以前牛尾議員が何か現物を持ってきてやられたようなこともあったから、そんなも含めて、あくまでも補助的なものだから、それをあえて駄目だよということはないんじゃないかなと思います。

○委員長（原田素代君） 議長の了解を得てね。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 資料も含めてタブレットに格納できるかどうかという部分でいろいろ意見があるんですけども、まず本会議場でパネル的な形でお示しする、その質問者本人が作成するわけですよ。だから、その作成者本人がよしとして作ったものであっても果たして正しい内容なのかというのがいまいち分かんない。公的な、行政が作った資料であるとか信頼できる組織が作ったものであればいいんですが、一議員が自分の一般質問に提供するために作ったもので内容が違うぞということになれば、それはもう間違った情報を提供するわけですから、そこら辺のチェックが非常に難しいということと、そのサイズも含めて統一しないといけない部分があります。そういうものも事細かに決めないと、なかなか難しい部分があると私は思います。ですので、すぐにはゴーサインを出すのは難しいかなと。だから、十分検討を重ねていかないと、問題が起きた後にああこうだと言ってもいけないんで。具体的に本会議場でも、委員長のことを言っちゃいけないんですが、これ読みますとって言ったケースがありますが。

○委員長（原田素代君） いっぱいありますよ、引用するのは。

○委員（佐藤 武君） だから、そういうことがあり得るから、それもほんならするんですかということになるから。だから、そこら辺は慎重な判断が求められると思います。

○委員長（原田素代君） 分かりました。

ほかの皆さんはいかがですか、この参考資料については。

今佐藤武委員のほうから継続で少し審査しましょうという御提案……。

○副委員長（大口浩志君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大口副委員長。

○副委員長（大口浩志君） まず、先ほど安藤委員から、議長の許可なくやりましたと堂々とおっしゃられたんですけど、私の場合は議場の中の議事整理権、議長が持つとられて、私自身もこういうものをこうやってやりたいと御相談をしたことがあって、それはやめてくれという御指摘を受けたことがありましたから、私はやめて、それ以降もやっておりません。まずは議長に許可を得る、まずはここから徹底をしていただかないといけない状態なんかだと。その後で、佐藤武委員もおっしゃられましたが、慎重に、例えば今はこういうペーパーもんだったとしても、それが拡大解釈して、例えば動画になっていたりとか、いろんなことがこれから起こってくると思いますので、おっしゃられたように、私はまずは議長に確認を取るというのを大前提で、これはもう決まっている内容ですので。それとともに、この内容については慎重に判断していくということで私はよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

議長へ確認を取るということは、現状がまずそうなってますから、それは今後も、今大口副委員長から提案があったように、それを前提にしましょうと。その上でのことは佐藤武委員のほうから提案あったように、もう少しいろいろ審査しましょうということで、継続で扱うということでしょうか。

安藤委員。

○委員（安藤利博君） 私、知らなくて、無断で提示してしまいましたが、それはどっかに申告せとか書かれていますか。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 議会会議規則第157条にありまして、議場または委員会の会議室において資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは議長または委員長の許可を得なければならないというふうに規定されております。

○委員長（原田素代君） それは配付ですよ。ちょっと違いますけど。

どうでしょうか。安藤委員。

○委員（安藤利博君） だから、その辺を再確認してもらえばよろしいかと思います。

○委員長（原田素代君） そうですね、分かりました。

それじゃあ、今大口副委員長から提案ありましたように、現状である議長への確認というのをまず大前提に、今後についてはもう少しいろいろ、よそのことも含めて時間をかけて審査しましょうと。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤武文君） 結構です。

○委員長（原田素代君） それじゃあ、そのように全員協議会で報告いたします。

次に、請願者の意見を聞くことというのが出てます。

原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 次に、請願者が希望する場合は請願者が委員会に出席し直接説明ができるようにするという内容です。

現状でも、当市議会では参考人制度を利用しまして請願書の説明、意見を聞いておりますが、参考人として招致するかどうかは委員会の判断に委ねられています。請願者の希望があればそれを優先するという内容であったかと思います。見直しをする必要があるかどうかを含めて御協議をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ということです。

皆さんにも、安藤委員のほうから資料も配っていらっしゃるようで聞いておりますが、西脇市や倉敷市や、ほかの自治体でも一般的には、希望すれば請願者が委員会の中で発言できるようになっているようです。赤磐市の場合はそうじゃなくて、委員会の了解があったら発言できるという条件がついてます。それを、要するに委員会の決定を待たずに請願者は皆さん発言できるというふうにしたらどうかという御提案でございます。

この御提案について、皆さんの御意見ををお願いします。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） 当然、請願は市民の意見を聞くわけですから、委員会の中で必要とあれば請願者の意見を聞くというのが大前提で、それは委員長のところで判断をされるというのが現状決まっておれば……。

○委員長（原田素代君） いや、委員長じゃないです。委員会で採決するんです。多数決。

○委員（金谷文則君） そうやって採決で今までやってきとるわけで、それは皆さんが必要としないから求めてないという、そういうことだと思いますし、それから何でもかんでも請願を出されてるやつが、申し訳ないですけど、出てきたもの全てで説明をしますと言ってこられたときに、時間の制限だとか、それからその中で趣旨的には分かるけども極端な考え方をお持ちの方で請願を出してこられるのも中に今まであるわけで、そういった場合に、やはりどこかではガードをしておかないといけない、意見を聞かないというわけじゃなくて、そこら辺の判断はやっぱり委員長が判断をしていく。そして、委員に諮るという必要があろうかと思います。

普通なら別に、説明をさせてくださいという形で、常識の範疇なら説明を受ければいいと私は思います。

○委員長（原田素代君） という御意見です。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今金谷委員が言われたように、請願にも内容がいろいろあって、深いものもあれば、浅いものもあれば、先ほど言われた自己主張するための請願も中にはあることもあるので、私は今までどおり各委員会で賛否を採った上でやるべきじゃないかなというふう

に思います。

○委員長（原田素代君） 分かりました。

安藤委員。

○委員（安藤利博君） 随分前に書いたので忘れちゃいました。たしか倉敷市だったと思うんですけど、請願を出されたときに、事務局のほうで請願の趣旨を説明したいという希望があれば発言さすということでもいいと思います。というのが、そのために参考人を呼ぶか呼ばないかで事前に関係を開くのは、これはちょっと過重かなと思ってるので、請願者が意見を陳述したいということであれば、委員会を開くまでもなく、基本条例でも政策提言として市民の意見を聞くよというふうになってるわけだから、その発言についても、倉敷市も5分か10分だったかな、時間制限してますから、それをちゃんと言って、陳述はこういうことですよと、この前6月ありましたけど、委員会と言う場合には中継もありますよと、議事録に残りますよとということを納得してもらった上で、それでも説明したいよということであればやってもらっていいと思います。この前の研修のときも、廣瀬先生おっしゃってましたけど、基本的には紹介議員が説明するんだということを前提にしながら、それでも請願者のほうが発言したいということであれば、あえて断る必要はないかなと。それと、参考人というふうに持ってくれば費用弁償のほうも絡むけど、それもはもうなしと、倉敷市とか西脇市もたしかなかったと思いますけど、費用弁償はありませんよということを了解してもらった上で、どうしても説明したいということであれば受けてもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（原田素代君） ほかに、取りあえず御意見あればお願いします。

これはもうちょっと時間がかかりそうなので、継続に。

○議会事務局長（原田光治君） また資料もそろえます。

○委員長（原田素代君） そうですか、ほかのじゃあ資料もお願いして、幾つかそれぞれ御意見いただきましたので、次に少し審査を延ばして、それぞれの資料も見ながらもう一度継続で議論をさせていただこうと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そのように、議会全員協議会のほうに報告させていただきます。

次、お願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 議員の服装についてです。

議会申合せ事項で、本会議及び委員会に出席するときは、男性は背広及びネクタイを着用とし、女性は男性に準じた服装とする。ただし、クールビズ期間中は背広及びネクタイの着用にこだわらないと規定されております。

職員の服装につきましては5月の総務常任委員会でも報告がありましたが、通年ノーネクタ

イにするということで、職員側は緩和されております。議員の服装については、特にクールビズ期間が終わった後についてでございますが、見直しをする必要があるかどうかも含めて御協議をお願いします。

なお、執行部の職員は、議会の申合せ事項に合わせて本会議や委員会に出席することになります。

以上です。

○委員長（原田素代君） どうでしょうかというお諮りなんですけど、一度議長のほうから提案があったので、もう一度議長からお願いします。

佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） ネクタイの関係については、私は本会議場ではネクタイを着用することを希望します。それから、委員会に関しては、それぞれ委員長の判断で決めていただければ結構ではないかなというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） ほかにはどうでしょうか。今の御提案ですけど。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ということで統一させていただきます。

次に、議会報告会についてです。

議会報告会の準備を今進めておりますが、一つ訂正が入りましたので御確認ください。

皆さんのほうにもこのように、ちょっと先ですけど、11月中に各会場、5会場取りました。当初、西山公民館というのを予定していましたが、地域的にどうかなという御意見もありまして、中央図書館を借りることができました。ですから、西山公民館を削除して中央図書館に変更していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

この後の議会全員協議会の席で一応班分けですとか具体的な事務作業を皆さんでしていただく提案をする予定にしております。

御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、次に委員会の閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いいたしたいと思います。

会議資料7ページの表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、このように申出をいたします。

以上をもちまして閉会いたします。

午後2時27分 閉会